

令和元年秋の全国交通安全運動実施計画

厚生労働省

厚生労働省は、令和元年7月3日に交通対策本部において決定された「令和元年秋の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、下記の事項を重点として、令和元年9月21日（土）から令和元年9月30日（月）までの期間中（9月30日（月）は交通事故死ゼロを目指す日）、本運動の効果的な実施を推進することとする。

記

1 高齢者、子ども及び障害者に対する交通安全教育の推進

（1）高齢者に対する交通安全教育

（公財）全国老人クラブ連合会等の関係団体を通じて、老人クラブ等において市町村等の高齢者交通安全指導担当者を招き、特に、70歳以上の運転者について高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進、75歳以上の運転者の免許証更新時に講習予備検査（認知機能検査）や高齢運転者等専用駐車区間制度の周知徹底、夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の事故防止に資する交通安全教室を開催するなど、交通安全教育への積極的な取り組みがなされるよう指導する。

また、交通安全教育を受ける機会のない高齢者を中心に、世帯訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した反射材用品・明るい服装等の着用など、交通安全指導が地域ぐるみで行われるように努める。

（2）子どもに対する交通安全教育

（社福）日本保育協会、（社福）全国保育協議会、（公社）全国私立保育園連盟などの関係団体を通じて、保育所等の児童に対して、歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等も含めた自転車の安全な乗り方等の正しい交通ルールと交通マナーの教育が実施されるよう指導する。

また、全国地域活動連絡協議会等の関係団体を通じて、地域の児童等を中心に行歩行、道路横断、自転車のマナーの教育が実施されるよう指導する。

（3）障害者に対する交通安全教育

（社福）全国社会福祉協議会等の関係団体を通じて、障害者支援施設等において、生活支援の一環として交通安全教育が実施されるよう指導するほか、（社福）日本身体障害者団体連合会等と連携し、障害者に対する交通安全教育を推進する。

また、道路交通法等の関係法令において、聴覚障害者の運転免許取得要件及び聴覚障害者マークの表示義務が定められていることから、これらが周知徹底されるよう、引き続き（社福）日本身体障害者団体連合会、（一財）全日本ろうあ連盟等の当事者団体と連携し、障害者に対する交通安全教育を推進する。

2 幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

保育所等の児童福祉施設での交通安全教育や母子健康手帳の交付時、妊娠婦・乳幼児に対する健康診査及び保健指導等の機会を通じて、幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児と児童の自転車乗用時における乗用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するとともに、後部座席を含むチャイルドシート着用の必要性と着用効果に関する正しい理解の促進に努め、チャイルドシートの安全性能に関する情報提供を促進する。

また、（公社）日本産婦人科医会等の関係団体とも協力しつつ、妊娠婦に対し、チャイルドシート着用等の必要性と着用効果、安全性能に関する正しい理解の普及啓発を図る。

3 広報活動の推進

警察署等からの交通安全に関するポスター貼付等広報活動の依頼に対して積極的な協力がなされるよう関係団体を通じて依頼する。

4 交通労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送関係業界団体等が開催する集会等、事業者が参集する機会や当該事業者と接する機会を捉え、労働災害統計、労働災害事例等を提供するとともに、「交通労働災害防止のためのガイドライン」等に基づき、陸上貨物運送事業、バス業、新聞販売業、介護施設の関係業界団体や、警察機関、関係行政機関と連携の上、適正な労働時間等の管理、走行管理等はもとより、

- ア. 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等、安全衛生教育の実施
- イ. 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ウ. 飲酒、疲労、疾病、睡眠不足、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- エ. 健康診断の結果、特に脳・心臓疾患に係る検査項目に異常所見が認められた者に対する保健指導、医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施を重点に周知、指導することにより、交通労働災害防止対策を推進する。

5 自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保対策の推進

自動車運転者を使用する事業場に対して、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）の遵守の徹底を図るための監督指導を実施することにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保を図る。

また、関係業界及び各事業場における改善意欲の醸成を図ることが肝要であることにかんがみ、労働時間管理適正化指導員の活用等により、自主的な労務管理の改善が促進されるよう、事業場等に対する指導及び助言を行う。

6 関係行政機関との連携

地方運輸機関との間における「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）に基づく通報制度」の活用並びに必要に応じ合同による監督・監査の実施、警察機関との間における「自動車運転者の過労運転事案に係る通報制度」の活用等により、引き続き、国土交通省、警察庁等関係行政機関との積極的な連携を図る。

7 危険ドラッグを含む薬物乱用の危険性等の普及啓発

イベント会場等での薬物乱用防止に関する啓発や教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグを含む薬物乱用の危険性等に関する普及啓発を図る。

8 飲酒運転者対策の推進

(1) 飲酒運転根絶機運の醸成

（公財）全国生活衛生営業指導センター及び（一社）全国生活衛生同業組合中央会の関係団体を通じて、飲食店等において、運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進をすることで、飲酒運転に関する関係者の交通安全意識の高揚を促進する。

また、職員に対して必要に応じて、飲酒運転の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開する。

(2) 「常習飲酒運転者対策の推進について」に基づく取組の実施

「常習飲酒運転者対策の推進について」（平成 19 年 12 月 26 日常習飲酒運転者対策推進会議決定）に基づき、アルコールの影響や専門相談機関等の周知、飲酒行動是正のための事業者に対する働きかけに関する取組を実施する。

9 交通安全運動の職員等への周知徹底

交通事故防止の徹底を図るため、令和元年秋の全国交通安全運動推進要綱（令和元年 7 月 3 日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を職員に周知させること、令和元年秋の全国交通安全運動のポスターを掲示すること等により、模範的な交通行動を示すよう配慮する。

飲酒運転をしない、また、させないことはもとより、後部座席を含めたすべての座席でのシートベルトの着用や「自転車安全利用五則」に則った自転車運転時の交通ルールの遵守などで、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう、特段の配意をする。